

# 水道水の ここが知りたい 水道水質Q&A



こちらでは市民の皆様から寄せられた水質に関する相談の中から、とりわけ多いものを紹介します。

## 質問 使い始めに水道の蛇口から赤い水がでるのですが。

**回答** 宅内の水道管の使用年数が長い鋼管の場合、管の内部にさびが発生している可能性があります。夜間など長時間水道を使わないと、水道管の中の水が滞留します。内部にさびが生じている管では水がさびを取り込んでしまい、朝の使い始めなどに赤い水が出るというわけです。対策としては朝一番の水は飲用にせず、バケツ1杯程度の量を放流すると水が透明になります。

また、水道工事で水の流れが変わり、工事終了後にも赤い水が出る場合があります。

いずれも水道水が赤くなった場合にはしばらく放流することをお勧めします。



左から通常の状態、赤水の薄いもの、赤水

## 質問 洗面台や浴室がピンク色に染まるのですが。

**回答** 水道水には消毒用の塩素が含まれていますが、洗面台や浴室についた水滴は時間が経つと塩素が少なくなっています。また、洗面台や浴室は湿度が高く、これらの条件が重なると水滴に雑菌が繁殖しやすくなります。しかも洗面台や浴室には石鹸などの油脂が多く付着しており、カビにとって格好の栄養源となります。

ピンク色の正体は消毒効果の失われた水滴に繁殖したカビです。

対策は、水滴や石鹸かす等をよくふき取るなど、洗面台や浴槽のこまめな清掃と十分な換気を行うことがよいでしょう。



## 質問 水道水に薬のようなにおいが付いているのですが。

**回答** 水道水は塩素によって消毒を行うことが法律【水道法】で義務付けられています。この消毒用の塩素と水道水中の成分が結びついてカルキ臭というにおいを付けることがあります。カルキ臭は水を5分程度沸騰させることによって解消します。水道管の使用年数や材質等によって差があります。

水を使用しない夜間などは水道管内部に水が滞留します。その結果、朝の使い始めなどに、においがするというわけです。

対策としては、最初の質問で取り上げた「赤い水」と同様、バケツ1杯程度の放流を行うとよいでしょう。



何かあったら、  
相談してね!



※上記の対策を行ったにもかかわらず改善されない場合は…

●問い合わせ先…水道局浄水課(電話321-1286)

# 引越しのときは水道使用の届出を忘れずに

## 水道を使い始めるとき(開始届)

- ①水道を使用する場所
- ②使用者の住所、氏名
- ③水道を使い始める(使い始めた)日
- ④料金の請求先(送付先)
- ⑤電話番号
- ⑥市内転居のときは  
転居前の住所とお客様番号



## 水道の使用を止めるとき(中止届)

- ①お客様番号
- ②使用者の住所、氏名
- ③水道を中止する場所
- ④水道を止める日
- ⑤転居、転出先の住所  
(精算料金の請求先)
- ⑥精算方法
- ⑦電話番号



手続きは、水道局料金課や各地域の上下水道事務所(倉淵地域は農林建設課)の窓口ほか、電話・FAX・メール・インターネットのぐんま電子申請受付システムでも行うことができます。

## 料金のお支払いは納期内に

料金のお支払いは毎月ではなく2か月ごとになります。使用水量や口座振替日はメーター検針の際にお渡しする「使用水量のお知らせ」で確認できます。納付書払いの方は、検針後送付される納入通知書で納期をご確認ください。

## 点字版「使用水量のお知らせ」について

水道局では目の不自由な方のために、使用水量と料金を点字でお知らせするサービスを行っています。このサービスを希望される方は、水道局料金課までご連絡ください。なお、検針の際にも受け付けておりますので、お声がけください。

## 上下水道料金は便利な口座振替で

料金のお支払いは、安心して確実な口座振替をご利用ください。簡単な手続きでお客様の指定した口座から自動的に料金を引き落とすことができます。口座振替ができる右記金融機関の窓口で手続きをしてください。

### ●手続きの際にお持ちいただくもの

- ①口座振替依頼書(自動払込利用申込書)
- ②預・貯金通帳
- ③通帳の届出印
- ④使用水量のお知らせ等

### 高崎市上下水道使用料金取扱金融機関

高崎信用金庫	群馬銀行	東和銀行
三井住友銀行	みずほ銀行	りそな銀行
埼玉りそな銀行	三菱UFJ信託銀行	足利銀行
横浜銀行	北越銀行	八十二銀行
大光銀行	ぐんまみらい信用組合	群馬県信用組合
あかぎ信用組合	横浜中央信用組合	しのめ信用金庫
北群馬信用金庫	中央労働金庫	高崎市農業協同組合
はぐくみ農業協同組合	多野藤岡農業協同組合	ゆうちょ銀行

※上記金融機関の本・支店

●問い合わせ先	水道局料金課(本庁舎1階11番窓口)	電話321-1283 FAX326-6501
	ぐんま電子申請受付システム	Eメール s-ryoukin@city.takasaki.lg.jp
		http://www.shinsei.elg-front.jp/gunma/

## 下水道の使用のみを中止するときには届出を

下水道を利用していた建物を取り壊して更地にしたり、建物の建替え等で下水道の使用を一時中止し上水道のみを使用したりする場合は、下水道局維持管理課または各地域の上下水道事務所へ排水設備工事完成届兼下水道使用届出書にて下水道の使用休止・廃止届を出してください。

この届が提出されないと、下水道の利用が無くても下水道使用料がかかりますので、ご注意ください。

●問い合わせ先…下水道局維持管理課(電話321-1290)